

様式1－(1)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)【新規・医療の種類変更】指定申請書  
(病院又は診療所、訪問看護事業者等)

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	〒 (電話 )		
	医療機関コード			
開設者又は事業代表者	住 所	〒 (電話 )		
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職名	
標ぼうしている診療科名				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は歯科医師の氏名				
主として担当する医師又は歯科医師の経歴		(別紙1)		
自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要		(別紙2)		
訪問看護ステーション等における職員の定数		(別紙3)		
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人		

上記のとおり指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)【新規・医療の種類変更】の指定を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定により、申請する。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

住 所

年 月 日

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(あて先) 新潟市長

注: 指定を希望しない医療部分を二重線等で消去してください。

## 1 病院又は診療所

- (1) 「保険医療機関」は、必ず正式名称を記載すること。
- (2) 開設者は法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
- (3) 「標ぼうしている診療科名」は担当しようとする医療の種類に関係のあるもののみを記載すること。
- (4) 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。
 

ア 眼科に関する医療	イ 耳鼻咽喉科に関する医療	ウ 口腔に関する医療
エ 整形外科に関する医療	オ 形成外科に関する医療	カ 中枢神経に関する医療
キ 脳神経外科に関する医療	ク 心臓脈管外科に関する医療	ケ 心臓移植に関する医療
コ 腎臓に関する医療	サ 腎移植に関する医療	シ 小腸に関する医療
ス 肝臓移植に関する医療	セ 歯科矯正に関する医療	ソ 免疫に関する医療
- (5) 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、担当しようとする医療の種類ごとに記載すること。
- (6) 「主として担当する医師又は歯科医師」の経歴は、別紙1の様式により作成し、申請書に添付する。
- (7) 「自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要」は、別紙2の様式により、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載し、申請書に添付すること。

## 2 訪問看護事業者等

- (1) 「保険医療機関」は、必ず訪問看護ステーションの正式名称を記載すること。
- (2) 訪問看護事業者等が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
- (3) 「訪問看護ステーション等における職員の定数」は、別紙3の様式により記載し、申請書に添付すること。

## (誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日を経過していない。

## 4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## 5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

## 10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

**指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書**  
**（薬局）**

保険薬局	名 称			
	所 在 地	〒	電話（ ）	
	医療機関コード			
開設者	住 所	〒	電話（ ）	
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職名	
薬 剤 師 の 氏 名			略歴	(別紙4)
調剤のために必要な設備及び施設の概要			(別紙5)	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請する。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p>(宛先) 新潟市長</p>				

※育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

※新規開局の保険薬局（申請日に薬局開局日から1ヶ月未満）にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な実務経験のある薬剤師を有していること。

(裏面へ)

## (記入要領)

- 1 「保険薬局の名称」は必ず正式名称を記載すること。
- 2 開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
- 3 「薬剤師の経歴」は別紙4の様式により作成し、申請書に添付すること。(薬剤師免許証の写しを添付すること。)
- 4 「調剤のために必要な設備及び施設の概要」は、別紙5の様式により作成し、申請書に添付すること。

## (誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

- 1 第4号関係  
申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 第5号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 第5号の2関係  
申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 4 第6号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。  
(1)指定を取り消された者が法人である場合  
取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。  
(2)指定を取り消された者が法人でない場合  
取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
- 5 第8号関係  
申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 6 第9号関係  
申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 7 第10号関係  
第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 8 第11号関係  
申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 9 第12号関係  
申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。
- 10 第13号関係  
申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。